

原発の立地促進を目的として、1974年に創設された。一般的な家庭で月約10円が電気料金に上乘されている。

資源エネルギー庁の試算では、出力135万kwの原発を新設する場合、環境影響評価から運転開始までの10年間で約480億円、その後の40年間で約480億円支払れる。

今年度予算額で全国の自治体に配られる交付金は、補助金を含めて1318億円。



具体的にみますと、電源三法による電源立地促進交付金、1974年から1984年の10年間に大熊町26億円、双葉町33億円、隣接町村にも同額交付された。また、電源施設など周辺地域交付金が1981年から1994年まで大熊町10億円、双葉町8億円。

更に毎年確実に入ってくるのが固定資産税、この中には設備投資額の約10%にあたる償却固定資産税が15年間にわたり償却に応じて地元自治体に入る。従って運転開始年度が一番多く、償却に従った減少することになるが、設備の改善、更新、付帯設備、増設が続く途絶えることはない。

土地、建物の固定資産税は実質的には存在する限り半永久的な収入源だ。

1996年度の町税収、大熊町、原発関連固定資産税21億円を中心として、個人、法人の町民税を全て併せると約25億円。大熊町町税調停額37億円の65.6%を占める。

最高額は1975年度90.7%が原発関連の税収であった。

同じように双葉町は13億円で町税調停額19億年中67.5%が原発関連である。

電源三法の施行は1974年3月だったので1・2号機はその前に運転開始であったので、満額は適用されなかった、が、その後は全て適用された。

第二原発の富岡町・楡葉町は電源三法の恩恵を満額享受した。

豊かな財政のためこれらの町は地方交付税は交付されていない。ところが電源三法交付金は用途が制限された故に、町民の生活とは直接的に関連しない図書館、体育館、資料館等々のハコモノが続々と建設され、町のシンボルとなったが、ハコモノは維持管理のカネクイムシ、やがて町財政を圧迫することになったのだが。

町民の生活も原発建設の大工事が始まると、全国から土木工事関連の関係者が集まり、地元は一大ブームに湧き、関連の仕事が増え、当然ながら町民の所得水準も上昇、